〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年　６月１日　至　令和８年５月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　熊本労安会

① □ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

② □ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③ □ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　熊本県熊本市東区秋津町秋田3441番地20

(3) 設立認可年月日　　平成11年４月15日

(4) 設立登記年月日　　平成11年６月９日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	秋津レークタウンクリニック	4310124831	熊本県熊本市東区秋津町秋田3441番地20	無

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年７月29日　　令和６年度決算の決定

令和８年５月30日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人社団　熊本労安会
所在地　熊本市東区秋津町秋田3441-20

※医療法人整理番号

財　産　目　録

（令和　8年　5月　31日現在）

１．資　産　額	362,359 千円
２．負　債　額	38,392 千円
３．純　資　産　額	323,967 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		140,089
Ｂ　固　定　資　産		222,270
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	362,359
Ｄ　負　債　合　計		38,392
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	323,967

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人社団　熊本労安会
所在地　熊本市東区秋津町秋田3441-20

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和　8年　5月　31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	140,089	Ⅰ 流動負債	4,024
Ⅱ 固定資産	222,270	Ⅱ 固定負債	34,368
1 有形固定資産	91,258		
2 無形固定資産	609	負債合計	38,392
3 その他の資産	130,403	純資産の部	
		科目	金額
		Ⅰ 出資金	16,290
		Ⅱ 積立金	307,677
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	323,967
資産合計	362,359	負債・純資産合計	362,359

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人社団　熊本労安会
所在地　熊本市東区秋津町秋田3441-20

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書

（自　令和 7年　6月　1日　　至　令和　8年　5月　31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
1 事業収益	133,118
2 事業費用	133,261
事業損失	143
Ⅱ 事業外収益	958
Ⅲ 事業外費用	0
経常利益	815
Ⅳ 特別利益	160
Ⅴ 特別損失	1,629
税引前当期純損失	654
法人税等	257
当期純損失	911

(注) 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名　医療法人社団　熊本労安会

所在地　熊本市東区秋津町秋田3441-20

※医療法人整理番号					

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当先はありません									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当先はありません							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団熊本労安会
理事長　木村 孝文　殿

私たちは、医療法人社団熊本労安会の２０２５年会計年度（２０２５年6月１日から２０２６年5月３１日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

２０２６年7月１６日
医療法人社団熊本労安会
監事　新納晃幸

監事　井手正成

監事　田中由希子

'26. 7. 31
これは、原本の写しに相違ありません
医療法人社団 熊本労安
理事長 木 村 孝 文